

第3期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況

(幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校)

※義務教育学校前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含め、数値を計上しています。

1 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

(1) 校(園)内支援体制の充実

①目標・・・毎年度、専門研修を実施する

②令和6年度の実施数・・・13講座実施

→ 校(園)内研修の推進や保護者に対する理解啓発、関係機関との連携など、それぞれの幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の実情に合わせた校(園)内支援体制のさらなる充実に努めます。

(2) 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の活用及び作成率の向上

◎個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成率

①目標・・・100%(令和10年度)

②令和6年度の作成率(%)<愛知県調査：名古屋市・私立を除く>

	幼稚園	小学校 (通常の学級)	中学校 (通常の学級)	高等学校
教育支援計画	84.5	81.8	85.2	92.5
指導計画	100	82.0	81.7	96.5

○ 特別支援学級に在籍する児童生徒の作成率

個別的教育支援計画 小学校 100% 中学校 100%

個別の指導計画 小学校 100% 中学校 99.8%

※ 作成率は、個別的教育支援計画、個別の指導計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、「作成している」幼児児童生徒の割合を算出。

※ 小、中学校の通常の学級には、通級による指導を受けている児童生徒を含む。

→ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒の計画作成を促進していきます。また、それぞれの計画に対する教員の認識をさらに高めるとともに、作成の必要性を保護者に伝え、積極的な参画を促します。

◎支援情報の引継率(公立中学校から高等学校等への引継ぎ)

①目標・・・100%(令和10年度)

②令和6年3月の引継率(%)<愛知県調査：名古屋市を除く>

	公立高校	私立高校	教育訓練 機関等	特別支援 学校	就職	その他	合計
令和6年3月	69.1	78.5	85.2	98.9	3.8	11.9	75.9

※ 個別的教育支援計画を作成している生徒のうち、引き継がれた生徒の割合で算出

→ 中学校から高等学校への支援情報の円滑な引継ぎを目的とした研究の成果を普及させることで、中学校から高等学校への個別的教育支援計画の引継率をさらに向上させます。

(3) 交流及び共同学習の充実と副次的な籍に関する研究の推進

①目標・・・副次的な籍の導入の判断をする。(令和10年度)

②令和6年度の事業・・・病弱教育充実強化モデル事業の実施

副次的な籍研究モデル事業検討会議 年3回の開催

→ モデル事業の成果を、市町村教育委員会及び各学校に周知することで地域における交流及び共同学習の充実を図ります。また、副次的な籍を活用することの意義や目的の整理、想定される課題等への対応、市町村教育委員会との調整について、他県の取組も参考にしながら研究します。

(4) 早期からの教育相談の充実

①目標・・・毎年度、相談を実施する。

②令和6年度の取組・・・県内7会場で実施

→ 市町村における早期教育相談の充実を促進するとともに、早期教育相談事業及び特別支援学校の体験入学を実施し、早期からの教育相談・支援体制の一層の充実に努めます。

(5) 高等学校の通級による指導の充実

①目標・・・実施校を拡大する。(令和10年度)

②令和6年度実施校数・・・7校

→ 地域バランスや教育課程を考慮しながら、通級による指導を実施する県立高等学校を順次増やしていきます。

2 全ての教員を対象とした専門性の向上

(1) 特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上

①目標・・・全国平均を上回る。(令和10年度)

②令和5年度と令和6年度の特別支援学級担当教員の保有率(%)

	特別支援学級担当教員の保有率	
令和5年度	26.4	【令和4年度全国平均31.0%】
令和6年度	26.3	

→ 免許法認定講習、大学の公開講座、通信講座などの情報を提供することによって、特別支援学校教諭等免許状の積極的な取得を促し、免許状の保有率向上を図ります。

(2) 特別支援教育に関する知識・理解の向上

①目標・・・特別支援教育に関する研修への参加率が前年度を上回る。

②令和5年度と令和6年度の参加率(%)<愛知県調査：名古屋市・私立を除く>

	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校
令和5年度	98.1	97.3	97.3	100	93.1
令和6年度	94.8	97.7	96.3	100	90.6

→ 職務、経験年数等に合わせた特別支援教育に関する研修の充実に努め、全ての教員の特別支援教育に関する資質向上を図ります。

(3) 人事交流の活性化

①目標・・・毎年、人事交流を実施する。

②令和6年度の交流状況(人)

	小中学校 →特別支援学校	特別支援学校 →小中学校	高等学校 →特別支援学校	特別支援学校 →高等学校
令和6年度	35	6	4	4

→ 小中学校及び高等学校と特別支援学校との教員の人事交流を活性化し、地域の学校における特別支援教育の推進者となる教員の育成に一層努めます。

3 学びの充実をするための施設・設備等の整備

通級指導教室の基礎定数化の完全実施に向けた教室の拡充と適切な設置

① 目標・・・拡充設置する。(令和10年度)

② 令和5年度と令和6年度の設置教室数<名古屋市・私立を除く>

	小学校	中学校	合計
令和5年度	412	112.5	524.5
令和6年度	456.5	130	586.5
増減	44.5増	17.5増	62増

※盲、聾通級を除く。

→ 2026年度の基礎定数化の完全実施に向けた通級指導教室の拡充と適切な設置に努めます。

Ⅱ 特別支援学校

1 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実

(1) 医療的ケアの体制整備の充実

- ①目標・・・通学や校外学習における看護師付添い事業の実施対象校の拡大
- ②令和6年度と令和7年度の対象校数及び看護師配置数(人)

	医療的ケア児通学支援 モデル事業	医療的ケア児校外学習 付添モデル事業	看護師配置数
令和6年度	2校	2校	128人
令和7年度	8校	8校	134人

→ 医療的ケアを必要とする児童生徒の増加や、ケアの複雑化・多様化・高度化に対応するため、看護師を増員し、適切な医療的ケアが実施できるようにします。
通学や校外学習におけるモデル事業を拡充し、その成果を踏まえて、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する全ての学校で実施できるよう努めます。

(2) 外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒への対応

- ①目標・・・外国人等語学支援員を必要に応じて配置
- ②令和5年度と令和6年度の支援状況

	支援実施校数	幼児児童生徒数	支援員数	配置時間総計
令和5年度	24校	180名	47名	1,543時間
令和6年度	24校	197名	44名	1,630時間

→ 必要な支援の状況に応じて、特別支援学校への外国人教育支援員の配置や小型通訳機の配備に努めます。

(3) 児童生徒への心のケア

- ①目標・・・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの拠点校配置拡大
- ②令和6年度・・・拠点校5校にスクールカウンセラー、拠点校2校にスクールソーシャルワーカーを各1名配置

→ 各地区の拠点となる特別支援学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、巡回による児童生徒の心のケアの充実を図ります。

(4) 外部専門家の活用

- ①目標・・・歩行訓練士、作業療法士等の外部人材の配置拡大
- ②令和5年度、令和6年度の外部人材の配置状況(時間単位)

	実施校数	配置人数
令和5年度	29校	64人
令和6年度	31校	77人

→ 外部の専門家との緊密な連携によって、教員の専門性を高め、支援・指導の充実を図ります。

2 全ての教員を対象とした専門性の向上

(1) 特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上

- ①目標・・・100%
- ②令和5年度の特別支援学校教諭等免許状保有率

令和5年度 89.8% ※令和6年度から国の保有率の調査が隔年となった。

→ 全ての特別支援学校の教員に対して、勤務する学校の当該障害種の免許状を取得することに加えて、他障害種の免許状を取得するよう啓発を行います。

3 学びの場を充実するための施設・設備等の整備

(1) 特別支援学校設置基準に基づく教育環境の整備

- ①目標・・・通常学級の複式学級を解消し、同じ年齢や学年で学級を編制
- ②進捗・・・令和6年度学級編制 訪問教育の小学部と中学部をまたいだ学級編制を解消

→ 特別支援学校設置基準を踏まえ、順次同じ年齢や学年で学級を編成できるよう努めます。

(2) 学校の新設や校舎の増築

- 西三河北部地区新設特別支援学校の整備(知的障害)
 - ①目標・・・令和9年度
 - ②進捗・・・令和6年度 実施設計
- 名古屋東部地区新設特別支援学校の整備(肢体不自由)
 - ①目標・・・令和9年度
 - ②進捗・・・令和6年度 実施設計

(3) 通学環境の改善

- 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの計画的な更新
 - ①目標・・・スクールバス車両の順次更新(肢体不自由特別支援学校)
 - ②令和7年度・・・3台更新

→ 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの老朽化に対応し、毎年度、計画的に車両の更新を図ります。

(4) 老朽化や防災への対応

- ①目標・・・全ての特別支援学校の体育館に空調を整備
- ②進捗・・・令和6年度 12校設置(2教室含む) (91.2%整備済)

4 卒業後の生活への円滑な移行

(1) 就労先の拡大

- 特別支援学校高等部卒業生の一般就労の就職率
 - ①目標・・・就職希望者に対して100%
 - ②令和5年度と令和6年度高等部卒業生の就職率

	就職希望者に対する就職率
令和5年度	—
令和6年度	93.7%

※令和5年度は卒業生全体に対する一般就労の就職率を調査している。

- 就労アドバイザーによる就労先等訪問件数

- ①目標・・・前年度を上回る
- ②令和5年度と令和6年度の訪問件数

	訪問件数
令和5年度	639件
令和6年度	756件

→ 就労アドバイザーを地域ごとに適切に配置し、生徒の障害の特性に応じた就労支援及び職場定着支援の充実を図ります。

あいち障害者雇用総合サポートデスクについて

1 サポートデスクの概要

県と愛知労働局が一体となって、地域の障害者就労支援機関と連携し、障害者雇用に取り組む企業をサポートする企業相談窓口「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を運営。(2019 年 5 月～)

○設置場所 愛知県産業労働センター17 階 あいち労働総合支援フロア内

○利用対象 企業及び障害者就労支援機関

○実施体制 愛知県：職員 1 名、委託事業者 5 名
愛知労働局：職員 1 名、相談員 1 名

2 主な事業内容

○企業相談窓口の設置・運営

- ・障害者雇用に関する全般的な相談、助言、情報提供等
- ・職場実習受入企業の情報の集約、情報発信等
- ・関係機関とのネットワークの構築等

○就労支援者の養成

- ・就労支援者等スキルアップ研修：2 回（各 1 日間、15 名）
- ・企業内援助者養成研修：2 回（各 1 日間、20 名）

○雇用率向上ワークショップ

- ・交流勉強会：2 業種 2 回（各 20 名）

○あいちジョブコーチの派遣

- ・派遣回数：120 回

○特定短時間雇用の創出（新規）

- ・企業訪問数：200 社

(愛知労働局実施)

○就労継続支援事業所等の就労支援

- ・就労継続支援 A・B 型事業所向けセミナー：3 回（各 1 日間、30 名）
- ・就労継続支援事業所と企業とのマッチング面談会：
3 回（各 1 日間、企業 20 社、事業所 30 事業所）

3 利用実績

(1) 2024 年度デスク利用件数

7,444 件（国、県委託事業者を含めた数字）

内訳：職場実習の相談 4,577 件、業務全般（事業告知等）290 件、
雇用・採用等の相談 2,282 件、職場定着の相談 295 件

(2) 2025 年度デスク利用件数 ※5 月末時点

1,576 件（国、県委託事業者を含めた数字）

内訳：職場実習の相談 983 件、業務全般（事業告知等）86 件、
雇用・採用等の相談 463 件、職場定着の相談 44 件

1 指定基準（県指定）について

人員基準について

職員配置

- ・ 管理者
- ・ 就労選択支援員

従事者の人員配置・要件

- ・ 就労選択支援員の人員配置 15:1 以上
- ・ 個別支援計画の作成は不要、サービス管理責任者の配置不要。

就労選択支援員について

< 資格要件 >

- ・ 就労選択支援員養成研修を修了した者。

< 経過措置 >

- ・ 令和 9 年度末までは、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 JEED 等が実施する[基礎的研修](#)（以下、「基礎的研修」という。）」又は以下に掲げる「基礎的研修と同等以上の研修」修了者を就労選択支援員とみなす。

経過措置

- ・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

就労選択支援員養成研修について（令和 7 年度は厚生労働省が実施）

< 受講要件 >

- ・ 基礎的研修を修了していること

※令和 9 年度末までは、[上記<経過措置>](#)に掲げる「基礎的研修と同等以上の研修」の修了者でも受講可能

又は

- ・ 以下に掲げる「障害者の就労支援分野の勤務実績」を通算 5 年以上有していること

障害者の就労支援分野の勤務実績

- ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、就労支援員及び就労定着支援員
- ・ 障害者職業センターにおける職業カウンセラー、職場適応援助者（企業在籍型を除く。）
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおける生活支援担当者、就業支援担当者
- ・ 障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関における就職支援責任者、訓練担当者
- ・ 令和 9 年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績

設備基準について

- ・事務室 ※既存施設と兼ねることも可能
- ・訓練・作業室 内寸で定員×2㎡必要 専用の訓練作業室要
- ・多目的室 内寸で定員×2㎡以上必要 ※既存施設の多目的室兼相談室と兼ねることも可能
- ・相談室 ※既存施設と兼ねること、多目的室と兼ねることも可能。
- ・洗面所 ※既存施設と兼ねることも可能
- ・便所 ※既存施設と兼ねることも可能

○基準を満たしている具体的な平面図例

就労継続支援 B 型定員 20 名に追加で就労選択支援定員 10 名を追加

B 訓練作業室 40 m ²	多目的室 20 m ²	洗面 兼用可	トイレ 兼用可
	多目的室兼相談室 20 m ² 兼用可	事務室 兼用可	
選択、訓練作業室 20 m ²			

運営基準について

定員

10 人以上

実施主体

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・ 自治体設置の就労支援センター
- ・ 障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関 等

要件

- ・ 就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める事業者。
- ・ 就労選択支援事業所は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

指定前の事前評価について

- ・ 本県では、事業者が、地域から期待される役割を果たすことが重要であるとの観点から、指定に当たり、原則協議会または市町村による評価内容の提出(別紙参照)を求める。
- ・ ただし、既に協議会に参画している事業者については、評価を必須としないこととしている。まずは所在市町村に相談するよう案内。

※設備基準については、各指定権者(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、大府市)と調整し決定(専有スペースが必要であることは厚生労働省に確認済み)

※指定前の事前評価については各指定権者の地域差を考慮し、それぞれで評価方法を検討

※令和 6 年に制度化された指定に係る市町村意見申出制度の活用を市町村へ促している

2 指定までの流れ及びスケジュール(県指定)について

令和7年 10 月1日指定の場合の想定スケジュール

- ① 6月26日 事業者への周知(県専用ホームページ開設)
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shasentaku.html>)
- ② 7月～8月上旬 事業者から協議会または市町村への評価依頼
- ③ 8月 10 日 指定申請書(10 月1日指定)提出締切
同 上 市町村意見申出制度により、通知を求める場合の申出書の提出締切
- ④ 10 月1日 指定(事業開始)

3 就労選択支援 開所見込み(県指定(政令市・中核市・大府市除く))について

管内就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所に対し、就労選択支援の実施意向調査を実施(令和7年5月26日現在)

令和 7 年 10 月指定について、**28事業所**が意向ありとしており、県障害福祉計画から新規利用者(利用者実人員の各年度増加分)により見込んだ、最低必要数 20 事業所を超える結果となった。

	実施予定事業所	(うち、R7.10～)
合計	38	28
名古屋・尾張中部	1	0
海部	5	2
尾張東部	3	3
尾張西部	1	1
尾張北部	7	3
知多半島	3	3
西三河北部	1	1
西三河南部東	0	0
西三河南部西	12	11
東三河北部	1	1
東三河南部	4	3

就労選択支援評価書(就労選択支援)

別紙

評価する協議会(市町村)名:〇〇自立支援協議会(〇〇市 町 村)

		事業者記載欄		協議会評価欄
法人関係情報	1	法人名称		
	2	法人所在地		
	3	運営する障害福祉サービス等事業(当該就労選択支援以外) ① ② ③		
就労選択支援基本情報	4	事業所名称		
	5	協議会からの評価に対応する担当者(連絡先)		
	6	事業所所在地		
	7	定員		〇〇人
	8	年間想定受入可能人数		〇〇人
	9	主たる対象者(該当に○をつける)		特定しない ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 身体障害者 ・ 難病等対象者 例:就労選択支援員(氏名)…就労選択支援員養成研修(〇月修了予定)
	10	従事者の資格取得状況		
	11	設備基準 (県への図面相談状況)		〇月〇日図面相談完了済み
運営・支援について	12	実施主体要件 過去3年以内の通常の事業所への雇用実績 ※実績のある事業所名について、必ず記載すること		就労実績のある事業所名:〇〇 〇〇年〇件 〇〇年〇件 〇〇年〇件
	13	就労選択支援を実施する目的や理念、運営方針		
	14	アセスメント環境 ※具体的に記載すること	アセスメント手法(利用の流れ等)	(〇〇の対象者については、〇〇の作業場面を用意し、〇〇や〇〇を確認する。また、〇〇の対象者については、〇〇の作業場面を用意し、〇〇や〇〇を確認する。)
			アセスメントの想定作業場面	〇〇事業所において〇〇を実施 〇〇事業所において〇〇を実施
			アセスメントシートやマニュアルの整備状況 ※アセスメントシートやマニュアルがあれば添付	
			過去の就労アセスメント実績	〇〇年〇件(うち、一般就労〇人、A型〇人、B型〇人) 〇〇年〇件(うち、一般就労〇人、A型〇人、B型〇人) 〇〇年〇件(うち、一般就労〇人、A型〇人、B型〇人)
			(上記のうち、特別支援学校生の就労アセスメント実績)	〇〇年〇〇特別支援学校生〇件 〇〇年〇〇特別支援学校生〇件 〇〇年〇〇特別支援学校生〇件
	15	地域との連携体制の構築状況	協議会との連携体制 ※具体的に記載すること	(〇〇の専門部会に参加。また、〇〇において事例報告を行った)
			近隣の障害者雇用を実施する企業との連携体制 ※具体的に記載すること	(〇〇と連携し実習を実施) (〇〇を実施し、求人の開拓を行っている) (就職後のフォローアップとして〇〇を実施している。)
			近隣の他法人の障害福祉事業所との連携体制 ※具体的に記載すること	
特別支援学校との連携体制 ※具体的に記載すること				
16	運営の特色や工夫等			
その他	17	特記事項があれば御記入ください。		
総評(評価者記入)				